

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会

求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

令和8年10月1日策定

1 はじめに

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、求職者、教育実習や看護実習等の実習生、協議会が行う就職説明会・インターンシップ・OB・OG訪問等の活動に参加する者（以下「求職者等」という。）に対する、職員からのあらゆるハラスメント行為（以下「求職者等ハラスメント」という。）を一切許容せず、適切な就業環境及び職業選択の自由な機会を確保することをここに宣言します。

2 基本方針

協議会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、採用選考や実習指導における優越的な関係を背景としたパワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を禁止します。これらには、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動や差別的な取扱いも含まれます。

3 禁止される主な言動

職員は、求職者等に対し、対面であるかオンライン（電子メール、SNS等）であるかを問わず、次に掲げる不適切な言動を行ってはなりません。

- （１）面接や実習中に、業務や実習に必要なない性的な事実関係、交際状況、結婚の予定等を尋ねること、又は不必要な身体への接触を行うこと。
- （２）職務上の立場を利用して、性的な関係の強要や、執拗に私的な食事やデートへ誘うこと。
- （３）職場における優越的な関係を背景とした、業務・実習の目的を逸脱した不当な圧力をかける言動を行うこと。
- （４）性差別的な偏見（性別役割分担意識等）に基づく発言、又は性的指向・ジェンダーアイデンティティを不必要に詮索すること。
- （５）採用の可否や実習の評価を条件として、不当な要求を受け入れさせようとする事。

4 求職活動等(協議会が行う採用面接・就職説明会・インターンシップへの参加、OB・OG訪問、教育実習や看護実習等の実習の受講)におけるルールの遵守

協議会は、求職者等との面談や接触に関し、次のルールを徹底します。

- (1) 面談・面接や実習指導の実施にあたっては、協議会の把握・承認のある適正な時間帯、協議会会議室等や協議会が指定した場所とします。
- (2) 原則として複数名の職員で対応し、密室での一対一の状況を回避します。
- (3) 求職者等との連絡には、協議会が指定した公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員が個人の連絡先（私的なLINE等）を用いて直接連絡を取る行為を禁止します。

5 厳正な対処

求職者等に対してハラスメントを行った職員に対しては、速やかに事実関係を確認の上、就業規則等に基づき、懲戒処分を含む厳正な措置を講じます。

6 相談窓口の設置と適切な対応

求職者等がハラスメントに関する相談を躊躇なく行えるよう、次のとおり専用の相談窓口を設置します。

総務企画課	石井 正人	(☎32-8129	✉soumu-1@n-syakyo.jp)
障がい者施設課	田那部 三枝	(☎33-3341	✉scenter-1@n-syakyo.jp)
介護事業課	原 佳世子	(☎64-9753	✉n-kaneko-1@n-syakyo.jp)

- (1) 相談の申出があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の調査を行い、被害者への配慮の措置（被害者と行為者を引き離すための対応）及び再発防止策を講じます。
- (2) 大学のキャリアセンターや実習担当窓口等の関係機関から情報提供があった場合も、当該機関と緊密に連携して誠実に対応します。

7 プライバシーの保護と不利益取扱いの禁止

相談者、行為者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシー（性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の情報を含む。）は厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らしません。また、相談や調査に協力を行ったことを理由として、求職者等が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。